

保険の広場

ボランティア活動保険に関するQ&A

寒さの厳しい季節を迎え、特に屋外でのボランティア活動の際には、十分な体調管理など、より一層の注意が必要です。
この時期に多く寄せられるボランティア活動保険の問い合わせについてお知らせします。

Q1

冬休みに除雪機を使用する除雪ボランティアや屋根の雪下ろしのボランティア活動に参加しますが、ボランティア活動保険の対象になりますか？



A1

対象になります。
なお、有償での活動の場合はボランティア活動保険の対象にはなりませんので、その場合は福祉サービス総合補償をご利用ください。

Q2

ボランティア活動の帰路、凍結した路面で転倒し、大腿骨を骨折してしまいました。病院に入院した際の治療費はボランティア活動保険で支払われますか？



A2

治療費としてではなく、入院の場合は事故発生日から180日以内の入院に対し、180日を限度として、入院保険金日額が入院した日数分支払われます。

Q3

私たちのボランティアグループでは、年末にボランティア会議を行っています。その会議後に忘年会を予定していますが、その帰りに事故でケガをした場合は補償の対象になりますか？



A3

対象になりません。
忘年会はボランティア活動ではありませんので、ボランティア会議が終了した時点で補償も終了します。

Q4

障害者の方々の新年会に調理ボランティアとして参加しますが、提供したお弁当が原因で、万一、①参加者が食中毒になった場合や、②ボランティア自身も食中毒になった場合、ボランティア活動保険で補償されますか？また、O-157やノロウィルスによる食中毒は対象になりますか？

A4

いずれの場合も対象になります。
①の場合は調理したボランティアに過失責任がある場合、賠償責任補償の対象となります。（但し、時間をおいて食べたために起きた事故は食べた人の責任ですので、対象なりません）②の場合は傷害補償の対象となります。O-157などの細菌性食中毒をはじめ、ノロウィルスなどのウィルス性食中毒もボランティア活動保険では補償の対象です。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp/>

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。